

広島県告示第七百二十九号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

97	雑音電力測定システム	五〇〇円
97	雑音電力測定システム	五〇〇円
98	F E式走査型電子顕微鏡	三、五〇〇円
99	接触圧測定装置	七〇〇円
100	マイクロゴム硬度計	四〇〇円
101	E型粘度計	四〇〇円

を

に改める。